

京都市告示第404号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成28年11月11日

京都市長 門川大作

道路の種類           市道  
供用開始の期日       告示の日  
路線名及び道路の区域

路線名	区間	延長	敷地の幅員
川島自歩1号線	西京区川島菟田町57番地の3地先から 同区川島六ノ坪町94番地の17地先まで	メートル 936.80	メートル 4.10 ~ 7.20
川島自歩2号線	西京区川島五反長町11番地の2地先内	11.00	4.00 ~ 7.40
川島自歩3号線	西京区川島五反長町36番地の2地先内	11.20	4.00 ~ 10.00
川島自歩4号線	西京区川島六ノ坪町29番地の2地先から 同町28番地の2地先まで	10.60	4.00 ~ 8.20

(建設局土木管理部道路明示課)